

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（社会福祉課）

一 趣旨

厚生労働省令「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、保護施設等の運営に関する基準を改定するための条例の一部改正

二 内容

(一) 感染症や災害への対応力強化

ア 感染症や災害発生時における業務継続計画の策定等

イ 災害対応時における地域住民との連携

ウ 感染症予防・まん延防止のための対策を検討する委員会の開催等

(二) 就業環境の整備

ア 適切なハラスメント対策の実施

三 施行期日

令和三年八月一日

ただし一部経過措置あり。二(一)ア及びウについては令和六年四月一日